

我孫子市中期財政計画

令和2年度～令和4年度

我孫子市

令和2年6月

1 計画策定にあたって

市では、第三次基本計画の重点プロジェクトに係る事業を中心に、「我孫子市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら、我孫子の魅力を更に高める事業に取り組んでいます。

このような中、歳入の根幹である市税については、個人市民税はほぼ横ばいの状況が続くことが見込まれますが、固定資産税と都市計画税は令和3年度の評価替えの影響により減少することが想定され、全体では緩やかに減少する傾向にあると見込まれています。

一方、歳出では、子育て支援や障害者支援、生活保護費などの扶助費に加え、介護保険・後期高齢者医療特別会計への繰出金など、社会保障関係の経費が年々増加しています。また、市民生活に必要な新クリーンセンターの整備や水害対策のほか、学校施設をはじめ公共施設の老朽化対策など、市民の安全・安心なまちづくりのために必要な事業に、今後も多額の経費が必要となります。

これらを踏まえ、本計画では、第10期実施計画に位置づける事業の財源を確保するため、財政調整基金や市債のより計画的な活用を図ることとしています。それでもなお、財政運営は厳しい状況となっています。そのため、歳入の根幹をなす市税をはじめ、市税以外の収入についても、国・県補助金等の積極的な活用やふるさと納税の推進を図るなど、財源の一層の確保に努めなければなりません。また、人件費の節減に引き続き努めるとともに、経常的経費の抜本的な見直しによる削減を図り、政策的事業についても厳しい取捨選択をしていく必要があります。

なお、国内外で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症については、市民生活や地域経済など社会情勢に多大な影響を与えており、本市の財政運営に対しても影響を与えることが想定されます。しかし、本計画の策定時点において、国の緊急的な経済対策や経済の動向等を見込むことは困難なことから、新型コロナウイルス感染症がもたらす本市の財政運営への影響については、次年度以降の見直しにおいて、適切に反映するものとします。

2 計画期間・会計単位

- (1) 令和2年度から令和4年度までの3か年
- (2) 一般会計

3 中期財政計画における歳入・歳出試算の条件

[歳入]

(1) 市税

- ・個人市民税・・・令和元年度の決算額を踏まえほぼ横ばいを見込む。
- ・法人市民税・・・法人税割、均等割ともに減額を見込む。
- ・固定資産税・都市計画税・・・令和3年度の評価替えの影響による減額を見込む。
- ・軽自動車税・・・登録台数の増加傾向を反映し増額を見込む。
- ・たばこ税・・・健康志向による売上減少が予想されるが、令和3年10月に予定される税率改定もあるためほぼ横ばいを見込む。

(2) 地方譲与税・各種交付金・・・令和元年度の決算額と令和2年度の予算額を参考に算出している。なお、自動車税環境性能割交付金の臨時的軽減措置は当初の予定通り令和2年度で終了することを前提に、令和3年度以降は増額を見込む一方、同額を地方特例交付金から減額している。

(3) 地方交付税・・・普通交付税は、令和元年度の決算見込額や地方財政計画などを参考に、令和3年度は38億4,200万円、4年度は41億2,000万円を見込む。

(4) 地方消費税交付金・・・令和2年度をベースに横ばいを見込む。

(5) 分担金・負担金等・・・令和2年度の受益者負担の見直しによる使用料の増額等を見込む。

(6) 国・県支出金・・・年々増加傾向にある社会保障関連の歳出に連動し、生活保護費や障害者福祉費の増額などを見込む。

(7) 市債・・・臨時財政対策債は、令和元年度の決算見込額や地方財政計画などを参考に、令和3年度は18億6,700万円、4年度は19億円5,500万円を見込む。

(8) その他・・・諸収入については、あらかし園介護給付費収入、回収資源売払収入、後期高齢者医療広域連合受託事業収入等を見込む。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、市税収入等に大きな影響を与えることが見込まれるが、本計画策定時点ではその影響について見込むことは困難なことから反映していない。

[歳出]

- (1) 人件費・・・一般職人件費は、第8次定員管理適正化計画を参考に、毎年度の採用・退職等による新陳代謝を考慮し算出した。
- (2) 扶助費・・・扶助費全般にわたり対象者の動向を考慮し算出した。特に、障害者自立支援給付費や生活保護扶助費、支給対象の拡大に伴う子ども医療費の増額を見込む。
- (3) 公債費・・・発行済み市債の元利償還金をベースに、各年度における臨時財政対策債や通常債などの発行予定額の元利償還金を加算して見込む。
- (4) 物件費・・・経常的なものとして各種委託料、使用料、賃借料、消耗品費などを見込む。
- (5) 補助費等・・・令和2年度を基準として、下水道事業への補助金の増減等を見込む。
- (6) 普通建設事業費・・・経常的なものとして道路の維持補修、クリーンセンター焼却炉維持定期補修費などを見込む。
- (7) 予備費・・・各年度1億円を計上する。
- (8) その他・・・維持補修費等については、これまでの実績を参考に見込む。

※ 東日本大震災に係わる被災者支援の経費については、経常的経費として計上。放射能対策事業については、引き続き政策的経費として扱う。

4 経常収支の見込

(1) 歳入

(単位：千円)

項目	年度	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市 税		17,192,420	17,198,117	16,950,000	16,895,000
地 方 譲 与 税		269,000	291,000	280,000	283,000
利 子 割 交 付 金		31,000	16,000	15,000	15,000
配 当 割 交 付 金		119,000	108,000	109,000	109,000
株式等譲渡所得割交付金		139,000	71,000	71,000	71,000
法人事業税交付金		0	26,000	26,000	26,000
ゴルフ場利用税交付金		26,000	24,000	23,000	23,000
自動車取得税交付金		102,000	0	0	0
自動車税環境性能割交付金		0	42,000	63,000	63,000
地方特例交付金		79,000	100,000	79,000	79,000
地方交付税		3,371,000	3,550,000	3,982,000	4,260,000
地方消費税交付金		2,130,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000
交通安全対策特別交付金		14,000	12,000	13,000	13,000
分担金・負担金・使用料・手数料		1,223,922	1,016,414	1,035,000	1,035,000
国庫支出金		5,653,942	6,519,219	6,767,000	6,920,000
県支出金		2,540,212	2,806,235	2,920,000	2,921,000
財産収入・寄附金		96,072	114,398	42,000	42,000
諸 収 入		718,553	691,405	703,000	713,000
繰 入 金		114,552	103,480	104,000	104,000
繰 越 金		500,000	390,000	400,000	400,000
臨時財政対策債		1,827,000	1,650,000	1,867,000	1,955,000
そ の 他 市 債		114,126	97,230	4,000	4,000
合 計		36,260,799	37,326,498	37,953,000	38,431,000
対前年度伸率 %		3.33	2.94	1.68	1.26

(2) 歳出

(単位：千円)

項目	年度	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人 件 費		8,159,955	8,796,133	8,759,000	8,787,000
扶 助 費		10,559,148	10,989,904	11,839,000	12,081,000
公 債 費		3,209,432	3,193,766	3,210,000	3,243,000
義務的経費小計		21,928,535	22,979,803	23,808,000	24,111,000
物 件 費		7,054,421	6,637,534	6,601,000	6,945,000
維 持 補 修 費		259,892	229,680	230,000	230,000
補 助 費 等		1,667,964	2,203,436	2,145,000	2,207,000
積立金・貸付金・投資・出資金等		147,307	223,115	260,000	260,000
繰 出 金 (経常分)		4,360,671	4,029,855	4,157,000	4,293,000
普通建設事業費 (経常分)		529,064	511,083	516,000	474,000
災害復旧事業費 (経常分)		0	28,083	1,000	1,000
予 備 費		100,000	100,000	100,000	100,000
合 計		36,047,854	36,942,589	37,818,000	38,621,000
対前年度伸率 %		3.22	2.48	2.37	2.12

5 経常収支及び政策的経費充当可能一般財源

(単位：千円)

区 分	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常歳入 ①	36,260,799	37,326,498	37,953,000	38,431,000
経常歳出 ②	36,047,854	36,942,589	37,818,000	38,621,000
経常収支 ①-② ③	212,945	383,909	135,000	△ 190,000

6 中期財政計画における政策的経費と財源内訳

(単位：千円)

区 分	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
政策的経費充当可能一般財源 ①	212,945	383,909	135,000	△ 190,000
政策的財源 ②	1,699,201	3,923,502	7,884,000	7,400,000
国庫支出金	199,309	468,164	2,229,000	844,000
県支出金	58,029	141,690	9,000	27,000
市債	648,800	1,505,500	4,479,000	4,961,000
基金繰入金	485,800	941,863	936,000	1,337,000
うち財政調整基金	447,000	740,000	400,000	400,000
うち減債基金	0	0	0	0
うち目的基金	38,800	201,863	536,000	937,000
その他(負担金・助成金等)	307,263	866,285	231,000	231,000
第10期実施計画等政策的経費 ③	1,912,146	4,307,411	8,318,000	7,669,000
普通建設事業費	1,006,165	2,393,112	7,531,000	7,015,000
その他事業費	905,981	1,914,299	787,000	654,000
収支 ①+②-③ ④	0	0	△ 299,000	△ 459,000

※ 令和元年度、令和2年度は当初予算額です。

※ 令和3年度の政策的経費は、事業担当課の要求額に基づき、第10期実施計画のうち令和2年度当初予算編成において採択したものです。(事業費が未確定のものは含まれておりません。)また、令和4年度の政策的経費は、次期総合計画に計上を予定する事業として令和2年度当初予算編成において事業担当課から要求のあったものです。収支の均衡を図るために、人件費を含めた経常的経費の更なる削減と、政策的経費についても厳しい事業選択を行っていきます。

※ 令和2年度の政策的財源のうち、その他の中には新クリーンセンターの整備に係る震災復興特別交付税が含まれています。

7 財政指標及び市債・財政調整基金残高の推移と見込

区 分	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度	早期健全化 基準
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
経常収支比率	94.9%	95.2%	94.9%	95.9%	
実質赤字比率	—	—	—	—	11.25~15%
連結実質赤字比率	—	—	—	—	16.25~20%
実質公債費比率	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	25%
将来負担比率	—	—	—	—	350%
市債残高(千円)	30,515,075	30,848,529	34,129,385	37,957,696	
財政調整基金残高(千円)	2,126,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示しています。

※ 財政調整基金残高については、予算を適正かつ効率的に執行したうえで、可能な限り積み立てを行うことを前提とした見込額です。

備考

- ・ 経常収支比率・・・・・・・・ 人件費や公債費、物件費など経常的に支出される経費の一般財源が、市税などの経常的に収入される一般財源（都市計画税や国県支出金などを除く）に占める割合のことで、100%に近いほど財政の弾力性は無くなります。
- ・ 実質赤字比率・・・・・・・・ 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。
- ・ 連結実質赤字比率・・・・ 公営企業会計を含む地方公共団体のすべての会計を合算し、全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。
- ・ 実質公債費比率・・・・・・・・ 地方公共団体の標準的な税収と地方交付税を合わせた収入に対する、上水道や下水道など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金等を加えた実質的な元利償還金の割合を示す指標。
- ・ 将来負担比率・・・・・・・・ 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
- ・ 早期健全化基準・・・・・・・・ 財政が悪化し、「財政健全化計画」を策定し実施しなければならない基準です。なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率の「早期健全化基準」は市の財政規模に応じ、表の範囲で変動します。